

非常勤役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶千会定款(以下「定款」という。)第21条の規程による社会福祉法人慶千会(以下「法人」という。)の非常勤理事及び監事(以下「非常勤役員」という。)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 非常勤役員が理事会に出席した場合、また法人の運営管理のために法人業務に従事した場合は、報酬を支給する。

2 非常勤の監事が定款第18条に規程する監査を行った場合は、報酬を支給する。

3 前2項の報酬の額は、一日当たり(8H/日) 10,000円とする。

(費用弁償)

第3条 非常勤役員が理事会出席以外に法人の運営管理のために法人業務に従事した場合は、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額は、社会福祉法人慶千会：地域密着型特別養護ホームぶどうの・旅費規程の規定を準用する。

(規程の変更)

第4条 この規程を改正する必要がある場合には、評議会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成26年5月1日から適用する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。